

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程を公布する。
令和2年7月15日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第16号

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団運営協議会規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(総会) 第6条 (略) 2～4 (略) <u>5 議長は、緊急の必要があり総会を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。</u>	(総会) 第6条 (略) 2～4 (略)
(幹事会) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 前条第3項から第5項までの規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席役員」と、同条第4項及び第5項中「委員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 5 (略)	(幹事会) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 前条第3項及び第4項の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席役員」と、同条第4項中「委員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 5 (略)
(ブロック会議) 第8条 (略) 2 (略) 3 第6条第3項から第5項までの規定は、ブロック会議の会議について準用する。 <u>この場合において、同条第3項及び第5項中「議長」とあるのは「ブロック長」と読み替えるものとする。</u>	(ブロック会議) 第8条 (略) 2 (略) 3 第6条第3項及び第4項の規定は、ブロック会議の会議について準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。